

社会福祉法人 長幼会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年4月1日制定

社会福祉法人長幼会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長幼会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、業務執行理事とする。
- (3) 非常勤の理事とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、(宿泊費を含む) 及び手当等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事……報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員…報酬
- (3) 評議員……………報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬については、給与規程に定められた職種別給与表（基本給）に基づき、決定した額を支給する。
- (2) 賞与については、給与規程第25条に基づき、支給する。
- (3) 退職手当については、給与規程第29条に基づき、支給する。
- (4) 通勤手当については、給与規程第20条に基づき支給する。

(理事の報酬)

第 5 条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営の為の業務にあたった場合は、別表 1-1 により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。ただし、実費に要した領収書を添付することとする。
- 3 前項に関わり、理事は実費弁償費の受け取りを拒否することができる。

(監事の報酬)

第 6 条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 1-2 により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。ただし、実費に要した領収書を添付することとする。
- 3 前項に関わり、監事は費用の受け取りを拒否することができる。

(評議員の報酬)

第 7 条 評議員が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 1-3 により報酬を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。ただし、実費に要した領収書を添付することとする。
- 3 前項に関わり、評議員は実費弁償費の受け取りを拒否することができる。

【別表 1-1】(第 5 条関係)

理事	報酬	実費弁償
理事会等会議への出席	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

【別表 1-2】(第 6 条関係)

監事	報酬	実費弁償
監事監査等への出席	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

【別表 1-3】(第 7 条関係)

評議員	報酬	実費弁償
評議員会への出席	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

(法人職員給与との併給)

第 8 条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 9 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 4 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第 10 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における辞任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定されている日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により、計算額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 12 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第三号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

平成30年10月 1日 一部改正

令和 3年10月 1日 一部改正